

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 調達番号 | 情報008 |
| (2) 調達件名及び数量 | 情報科学研究科電子計算機システム運用管理業務 一式 |
| (3) 請負期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。 |
| (4) 請負場所 | 国立大学法人大阪大学大学院情報科学研究科 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書及び国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-5
国立大学法人大阪大学 情報科学研究科 会計係
電話 06-6879-4507
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和5年2月24日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

見 積 書

調達番号： 情報008

調達件名： 情報科学研究科電子計算機システム運用管理業務 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 情報科学研究科電子計算機システム運用管理業務 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院情報科学研究科長 村田 正幸 と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を実施するものとする。
- 第2条 業務は国立大学法人大阪大学大学院情報科学研究科で行うものとする。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第4条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取扱うものとする。
- 第5条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- 第6条 受注者は、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学情報科学研究科会計係に送付するものとする。
- 第7条 請負代金は、毎月金 円を支払うものとし、毎月の業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 発注者は、天災地変その他のやむを得ない事由により業務が実施できない場合は直ちに、受注者に通知するものとし、業務が行われなかった期間の請負代金は、次に掲げる計算式により、減額して支払うものとする。
- 当該月の請負代金額＝第7条の毎月の請負代金額×当該月の実業務日数／当該月の要業務日
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 受注者は、業務を実施するにあたって、発注者の建物、設備等を損傷しないよう善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。
- 第11条 受注者は、前条に違反し建物、設備等を損傷した場合は、賠償の責を負うものとする。
- 第12条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、第7条の毎月の請負代金額の範囲内で相手方に対し当該損害について賠償を請求することができる。
- 2 本契約上の義務違反により発生した損害については、前項に定める損害賠償の範囲を適応しない。
- 3 第1項の損害賠償請求は、本契約の終了から6ヶ月以内に行わなければ、請求権を行使することはできない。
- 4 具体的な賠償金額、賠償方法については、別途甲乙協議のうえ決定する。
- 第13条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
- 第14条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

吹田市山田丘1番5号

国立大学法人大阪大学

大学院情報科学研究科長 村田 正幸

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。